

学校生活適応プログラムに基づく特別な指導について

広島県教育委員会

1 はじめに

都市化や少子化、情報化が進展する中で、社会全体で様々な課題が生じており、また、児童生徒の問題行動の背景には、規範意識や倫理観の低下が関係しているとも指摘されています。

問題行動を起こした児童生徒の指導に当たっては、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという基本認識にたつて、個々の児童生徒が学校生活に適應できるよう、児童生徒の性格や能力、生活環境、発達の程度、学校での生活の状況など、課題を明確にして組織的に取り組むことが大切です。



2 生徒指導規程の整備と周知について

[生徒指導資料 No. 32(改訂版) 参照]

現代社会においては「価値観の多様化」がますます進行しています。このような状況の中、学校には、説明責任が課せられており、社会や子供の変化に柔軟に対応しつつ、学校における教育活動や指導が一般社会と乖離していないか点検することが重要となっています。

また、児童生徒の問題行動や非行に対しては、各学校の生徒指導の基準となる生徒指導規程等をあらかじめ整備し、この規程等に基づき「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という学校としての姿勢を明確に示すことが大切です。

(1) 生徒指導規程の整備について

各学校が主要課題や児童生徒の実情に応じた生徒指導規程等を整備し、明確に示すと

ともに、「なぜ、そのような生徒指導規程等を定めているのか」についても、丁寧に説明します。

各学校がそれぞれ生徒指導に係る指導基準を明確にすることで、教職員個々の指導に温度差が生じにくくなるとともに、児童生徒や保護者が学校の指導に対して不信感や不公平感を持ちにくくなります。

(2) 生徒指導規程の周知について

生徒指導規程については、児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会などで直接説明することに加え、各学校のホームページに掲載したり、生徒指導だより等を活用したりするなど、機会をとらえ繰り返し周知します。

生徒指導規程等を積極的に児童生徒、保護者等学校関係者に公開することで、児童生徒を指導する学校の考え方や方法を明示できるとともに、指導の透明性も確保することができ、児童生徒、保護者に安心感を与えることができます。



3 特別な指導について

[生徒指導資料 No. 25(改訂版), 生徒指導資料 No. 32(改訂版), 生徒指導のてびき(改訂版) 参照]

児童生徒が、自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにはどうすればよいかを考え、実行するよう指導することが大切です。

(1) 特別な指導の基本的な考え方について

ア 学校は、教育の場であることを重視し、教育的配慮のもと、児童生徒の望ましい成長に繋がるよう指導します。

- イ 教職員と児童生徒の人間関係を重視し、児童生徒が自らの在り方や生き方を考えることのできるよう指導・支援します。
- ウ 学校教育法第 11 条，学校教育法施行規則第 26 条の懲戒停学と明確に区別して行います。（高等学校・特別支援学校高等部）
- エ 特別な指導を実施することそのもので、原級留置になったり、中途退学になったりしないよう、生徒の進級や卒業につながるための反省指導とします。（高等学校・特別支援学校高等部）

(2) 特別な指導の留意点について

- ア 特別な指導について、生徒指導規程に明記し、普段から児童生徒・保護者及び学校関係者等に説明するなど、周知を徹底します。
- イ 細部まで突き詰めた事実をもとに指導します。
- ウ 特別な指導を行う児童生徒及び保護者に、指導の目的や進め方等について、できるだけ文書で説明します。
- エ 定期考査や進級に関わる教育活動，特別活動などについて配慮し，原則受験，参加させます。
- オ 個別指導記録は，当該児童生徒ごとのファイルに保存し，事後の指導等に生かします。
- カ 時間厳守や反省態度について考えさせ，行動化させます。活動ごとの評価をし，反省状況を教職員で共有するとともに，児童生徒及び保護者にフィードバックします。
- キ 児童生徒の学習のつまずきを把握し，児童生徒に応じた適切な支援を行うなど，学習の基礎基本を徹底します。



(3) 特別な指導の形態について

ア 学校反省指導

学校における特別な指導には授業実施場所以外の別室で行う「別室反省指導」と授業に出席しながら行う「授業反省指導」があります。出欠の記録に係る取扱については、学校、各教科ともに原則、出席扱いとします。

(ア) 別室反省指導

通常の授業場所とは別の場所において、生徒指導規程に示された指導期間、指導内容等



を踏まえて計画的に実施する特別な指導のことです。反省記録に基づいて、当該児童生徒にフィードバックするとともに、その指導内容は教職員で共有します。

(イ) 授業反省指導

通常の授業場所において他の児童生徒と同様の教育活動を行いながら、反省すべき事項を踏まえて、適切な行動がとれるよう計画的に実施する特別な指導のことです。各授業等における反省記録に基づいて、当該児童生徒にフィードバックするとともに、その指導内容は教職員で共有します。

イ 家庭反省指導

週休日や休日を活用するなどの家庭における特別な指導のことです。

学校生活を離れた家庭反省指導においては、児童生徒が学習課題やテーマに従った振り返りを行うとともに、保護者等と時間を共有し、積極的に会話や活動を行います。

家庭反省指導は、別室反省指導に入る前の 1～2 日間又は卒業式・運動会などの学校行事の際、保護者の理解を得て実施する場合があります。（高等学校・特別支援学校高等部）

4 学校生活適応プログラムについて

問題行動を起こした生徒のうち、特に、少年鑑別所や少年院等に送致されていた生徒が、所属校に復帰するに当たっては、自ら起こした問題行動の大きさや繰り返してしまったことなどを真摯に反省し、再び問題行動を起こすことなく、学校生活に適応できるよう指導・支援するため、学校生活適応プログラム（以下、プログラムという。）に基づく特別な指導を行うことが大切です。

このプログラムは、各学校が整備している生徒指導規程を踏まえた特別な指導として実施します。

プログラムの実施に当たっては、「何が、どの程度、いつまでにできればよいのか」などの到達目標や期間をあらかじめ明確にしておくことが大切です。また、生徒が自分自身の将来の目標や夢を明確化し、実現に向けて挑戦する態度を育成します。

そのため、生徒の状況に応じてプログラムのメニューを作成するとともに、生徒及び保護者に事前に丁寧に説明し、十分な理解を得ておくことが大切です。



(1) プログラムのメニュー（例）について

ア Program 1 [必須]

■ 事実関係の振り返りについて

(ア) 事実経過の整理 【何をしたのか】

「いつ、誰と、何を、どのように」など、起こした問題行動について事実経過を整理します。

(イ) 問題行動に至った要因

【何故したのか】

「なぜ、問題行動を起こしたのか」これまでの自分自身の学校生活や学校外で

の生活、学習の状況、友人関係等について振り返ります。

イ Program 2 [必須]

■ 現在の気持ちと今後の決意〔目標・夢〕について 【今後どうするのか】

(ア) 現在の気持ち

誰に、どのような迷惑をかけたと思いますか。

(イ) 謝罪の意思

誰に、どのような気持ちを伝えたいですか。〈伝える必要があると思いますか。〉

(ウ) 今後の決意〔目標・夢〕

どのような目標や夢を持っていますか。今日からできることは何ですか。

ウ Program 3 [必要に応じて]

■ これまでの生活の振り返りについて

自分自身のこれまでの生活を振り返り、感謝の手紙を書きます。

- ① 自分が過去にお世話になった、助けられた人で感謝を伝えられなかった人を選びます。
- ② その人に向けて感謝の気持ちを表す手紙を書きます。
- ③ どんな親切を行い、好意ある態度を示してくれたかを回想します。
- ④ その結果、どんな好影響を自分の人生に与えてくれたのかも言及します。
- ⑤ その人がいなければ、今の自分がどう変わっていたのかについても考えます。
- ⑥ 書いた手紙は、本人に手渡しするか、送付するか、またはそのまましまっておきます。

エ Program 4 [必須]

■ 学習課題について

別に示す時間割によって学習し、あらかじめ示された到達目標（内容・質・量）を達成します。その際、教科担当者や教務部等と連携するなどして、生徒の学習のつまづき等に応じた適切な学習課題を準備することが大切です。

オ Program 5 [必須]

■ 面接等について

(ア) 別に示す時間割によって教職員等（管理職，生徒指導部，担任・副担任，教科担当教員，部活動顧問等）と面接をします。その際，反省期間中の望ましい行動変容等に対しては，積極的にフィードバックし自己肯定感や自己効力感を育成します。

(イ) 特別な指導が終了した後も定期的に同様の面接を行います。

カ Program 6 [必要に応じて]

■ 奉仕作業について

別に示す時間割によって奉仕作業（学校内外の清掃や物品の整理整頓等）を行います。その際，ただ単に作業するだけでなく，実施後に振り返る機会を与え，気づきをまとめることが大切です。

キ Program 7 [必要に応じて]

■ 人間関係トレーニング等について

学校においては，知識・技能の習得とならんで，友人と相互に尊重しあう適切な人間関係を形成することのできる力を育成することが重要です。人間関係トレーニングは，体験による学習を通して，自分と他者との関係を理解し，自己の意識改革や自分の周りの人との関わりを変革していこうとするものです。また，自分の感情のコントロールや様々なストレスへの対処法を学ばせるとともに，これからの学校生活等の目標や具体的な行動計画を主体的に考えさせます。



- ソーシャルスキルトレーニング
- アサーショントレーニング
- レジリエンストレーニング
- アンガーマネジメント
- ストレスマネジメント
- 生活分析的カウンセリング など

ク Program 8 [必要に応じて]

■ スクールカウンセラー等との連携について

「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が，専門的な知識や技能を活用して，生徒の不安や悩み等を受け止めます。

(2) 指導期間について

(ア) 特別な指導期間におけるプログラムは，起こした問題行動の内容や生徒の状況等により校長が判断します。（あらかじめ基本的なプログラム例を作成しておくことが望ましい。）

(イ) 問題行動の繰り返しがある場合や悪質な問題行動の場合等は，別途校長が判断します。

(ウ) 定められた期間中に到達目標が達成できない場合は，達成できていない内容・質・量を明確にし，反省期間の延長等について校長が判断し，生徒，保護者に丁寧に説明します。

(3) 学校生活適応プログラムに基づく特別な指導の実施手順について

特別な指導を実施するに当たっては，次に示す各取組について，手順を踏むことが大切です。

面会 → **退所・退院** → 事実確認 → 警察等との連携 → 指導方針の検討 → 特別な指導の可否判断 → 保護者・生徒への指導方針等の説明 → 弁明の機会の付与・検討 → **プログラム実施** → ホームルーム復帰

その際，保護者の理解を得て，当該生徒の保護司等と連携することで，より効果的な指導ができます。

5 学校生活適応プログラムに基づく特別な指導等実施上の留意事項について

(1) 実施前の留意事項について

次の留意事項を踏まえることで，実効性の

ある指導が進められます。

ア 生徒との面会について

少年鑑別所や少年院等に送致されている間に、担任や生徒指導主事等が施設を訪問し当該生徒と面会します。

イ 事実確認について

警察等において問題行動（犯罪行為）に係る事情聴取は行われていますが、少年鑑別所や少年院等を退所・退院した後に、学校においても必ず本人から事実確認を行います。



事実確認を行う際の留意事項

- ① 事実はできるだけ複数の教員で個別に聞きます。
- ② すべての事実に矛盾のないように細部まで確認します。
- ③ 関係者・機関からの情報があれば参考にします。
- ④ 事実について当該生徒自身に自書させます。
- ⑤ 事実の供述を強要したり、殴る・蹴る、用便に行かせないなどの体罰を行ったりしてはいけません。

ウ 警察等との連携について

特に、学校外での問題行動については、学校が行った事実確認を踏まえて警察等と連携し、可能な限り事実を突合せさせます。また、保護者の理解を得て、家庭裁判所の調査官や保護司と連携します。

エ 指導方針の検討について

事実確認によって明らかになった事実に基づき、あらかじめ定められた生徒指導規程に照らし合わせて、生徒指導部会で検討します。



指導方針を検討する際の留意事項

- ① 事実に基づいて検討します。
- ② これまでの指導経過を明らかにし、生徒個々に検討します。
- ③ 非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導経過、改善の可能性等について検討します。
- ④ 指導方針を検討する会は、校務運営規程等に定めておきます。

オ 特別な指導の可否判断について

特別な指導の可否判断をする際の留意事項

- ① 指導方針の検討を参考に、校長が、指導方法（特別な指導の可否、方法）を判断します。
- ② 公平で公正な判断を行います。
- ③ 形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないようにします。
- ④ 指導方法の判断は、全職員に周知しておきます。

カ 保護者・生徒への指導方針等の説明について

プログラムに基づく特別な指導は、罰として行うのではなく、生徒の望ましい成長を支援するために行うものであることや具体的な指導方針を生徒及び保護者に説明し、理解を得ます。

キ 弁明の機会の付与・検討について

保護者に対して弁明の機会を与えることを明確に伝えます。弁明があればその内容についてあらゆる角度から検討します。また、新たな事実が判明した場合は、すべて確認します。

(2) 実施に当たっての留意事項について

ア 指導の目的及び指導期間、プログラムの内容の説明について[動機づけ]

何故この指導を行うのか、どれくらいの期間、どのようなプログラムを行うのか等について、事前に説明することで、

生徒は見通しを持つことができます。

イ 指導中の留意事項について

学校生活、家庭生活において遵守すべき項目とともに、遵守することの意味を指導開始前に丁寧に説明し、理解させておく必要があります。

これらの項目を行動化させ、行動することの意味に気づかせることで、認知の歪みを修正します。

ウ 家庭の協力の要請について

学校の指導方針を丁寧に説明し、学校と家庭が協力して当該生徒を支援していくことを確認します。

■ 学校生活

- ① 学校のルールのみならず社会のルールを遵守し、自覚ある行動をとること
- ② 時間を守ること
- ③ 服装を整えること
- ④ 積極的に挨拶すること
- ⑤ 学習場所を整理整頓すること
- ⑥ 私語をしないこと
- ⑦ 監督者等の指示に従うこと
- ⑧ 用便は監督者に申し出ること
- ⑨ 監督者等の指導・指示に従わない場合は、指導を中断することがあること

■ 家庭生活

- ① 原則、外出しないこと（病気や身内の不幸等でやむを得ない場合は、事前に保護者から担任に連絡すること）
- ② 電話やメール、無料通話メッセージアプリなどを使用し、外部との連絡を一切とらないこと

エ 反省状況の評価について

反省状況の評価については、事前に評価項目や評価基準を作成し、所定の様式に評価を記入するとともに、その反省記録に基づいて、当該児童生徒にフィードバックします。また、その指導内容は教職員で共有します。

その際、評価が一定の段階に達していない場合などは、再度、同じプログラムを実施することもあります。

コラム

人間への基本的信頼の欠如

児童生徒が育つ過程で親を始めとする周囲の人間が児童生徒にとってどれだけ「よい」存在であるのかは児童生徒によって大きく異なる。周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

反対に、寒さや飢えなどから守られず、暴力を受けたり放任されたりして育つならば、他者からの働きかけを警戒し、防衛的となり、心を閉ざしがちとなるだろう。言葉の発達や情緒の発達も遅れ、対人関係能力も育ちにくくなる可能性がある。

「いくらこちらが一生懸命投げかけても指導が根付かない」「教員に心を開かない」「反抗的な態度を取る」「被害感が強い」といった児童生徒の中には、こうした「人間のよさ」の体験が欠如しているばかりか、児童虐待や家庭内での大人同士の暴力などによって「人間の恐ろしさ」を体験してきた児童生徒も少なくない。

「基本的信頼感が欠如している」と感じられる児童生徒に対しては、教員が、まずは自分だけでもこの子に「人間のよさ」を感じさせ体験させたい、と願って働きかけることからその児童生徒とのかかわりが始まる。

(3) 学校生活適応プログラム（例）

次に示す学校生活適応プログラムは、暴力行為を行った生徒が少年鑑別所等を退所した後の特別な指導（別室反省指導）の例（5日間実施）です。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
登 校 （頭髪・服装及び家庭学習課題等の確認）							
動機づけ (生徒指導部員)	特別な指導を開始するに当たっての心構え等について	本日のプログラム及び目標の確認	本日のプログラム及び目標の確認	本日のプログラム及び目標の確認	本日のプログラム及び目標の確認		
1コマ目	Program1	Program5	Program5	Program8	Program5		
	事実経過の整理	スクールサポーター等との面接	部活動顧問との面接	スクールカウンセラー等との面接	担任との面接		
休 憩							
2コマ目	Program1	Program4	Program4	Program4	Program4		
	問題行動に至った要因（1）	学習課題	学習課題	学習課題	学習課題		
休 憩							
3コマ目	Program1	Program4	Program4	Program4	Program4		
	問題行動に至った要因（2）	学習課題	学習課題	学習課題	学習課題		
休 憩							
4コマ目	Program2	Program7	Program6	Program7	Program7		
	現在の気持ち・謝意	アングーマネジメント	奉仕作業	ソーシャルスキルトレーニング	アサーショントレーニング		
昼 食 ・ 休 憩							
5コマ目	Program4	Program6	Program3	Program7	Program2		
	学習課題	奉仕作業	感謝の手紙	生活分析的カウンセリング	今後の決意の明確化と行動計画の作成		
休 憩							
6コマ目	Program6	Program7	Program3	Program6	Program2		
	奉仕作業	ストレスマネジメント	感謝の手紙	奉仕作業	今後の決意の明確化と行動計画の作成		
清 掃							
振り返りと 目標設定 (生徒指導部員)	振り返り	目標設定	振り返り	目標設定	振り返り	これまでの特別な指導を振り返り、頑張ったことやできたことなどを振り返る。	決意の確認と授業反省指導の説明等
	1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。	明日のプログラムを確認し、目標を設定する。	1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。	明日のプログラムを確認し、目標を設定する。	1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。		
下 校 （学習環境の整備）							

【参考文献】

- 「生徒指導資料 No. 24 生徒指導上の諸問題を未然に防止する指導プログラム例について」平成 16 年 1 月 広島県教育委員会
- 「生徒指導資料 No. 25（改訂版）高等学校における問題行動への対応について」平成 16 年 10 月 広島県教育委員会
- 「生徒指導資料 No. 32（改訂版）児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について」平成 21 年 10 月 広島県教育委員会
- 「生徒指導提要」平成 22 年 3 月 文部科学省
- 「生徒指導のてびき（改訂版）」平成 22 年 3 月 広島県教育委員会
- 「生徒指導資料 No. 36 児童生徒の心の回復力を育成する指導の在り方について」平成 26 年 7 月 広島県教育委員会